

「廃棄物管理士」の資格には有効期間がありませんでしたが、2022年度から、

「廃棄物管理士」の有効期間が 5年間になりました

POINT

- ① 2022年度(2022年4月1日)から、
廃棄物管理士の資格に有効期間を設けました。
- ② 有効期間は廃棄物管理士講習会の受講日から**5年間**です。
- ③ 資格の継続を希望される方は、
有効期間中に改めて講習会を受講し審査に合格してください。

理 由

5年ごとの受講を通じ、最新の法令改正や実務に必要な知識等について定期的に確認・理解していただくことにより、本会認定の廃棄物管理士に対する社会的信頼度を、これまで以上に向上させていくためです。

経過措置

2022年(令和4年)4月より前に廃棄物管理士の資格を取得されている方に対しては、次のとおり配慮させていただきます。

- 現在の資格の有効期間を、その取得の時期にかかわらず、

2027年(令和9年)3月31日までとします。

- 2027年(令和9年)4月1日以降は、現在の資格は失効します。

資格の継続を希望される場合は、2027年(令和9年)3月31日までに開催される廃棄物管理士講習会を受講し審査に合格してください。その際の有効期限も、受講日から5年になることを申し添えさせていただきます。

お問合せ 公益社団法人大阪府産業資源循環協会

大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 大江ビル3階 TEL: 06-6943-4016

(講習会HP: haikibutsu-kanrishi.jp)